

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（661）」

2. 日時：平成30年2月8日 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階南奥会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

角谷安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 技術・安全グループマネージャー

（他4名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成29年12月28日に提出のあった『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』について、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（格納容器破損防止対策）について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 原子炉格納容器に注入する窒素について、解析条件である窒素の密度の温度条件を0℃としているが、観測記録の最低気温-12.7℃に対する保守性を資料に記載すること。
- 窒素の比熱と密度の温度条件が、原子炉格納容器内の温度及び酸素分圧の挙動に与える影響を踏まえて、保守的な条件を定めていることを整理して資料に記載すること。
- コリウムシールドの健全性について、コリウムシールドの構造図を示すとともに、ジルコニア・ブロック間のモルタルがジルコニア・ブロックと同等の耐熱性を有していることの妥当性を整理して説明すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価
- ・東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 比較表
- ・格納容器内に注入する窒素の温度条件について
- ・原子炉容器下部プレナムへの熔融炉心の落下挙動について